施設使用料の改定のお知らせ

日頃から、北部地域文化センターをご利用いただきありがとうございます。

このたび、大津市は、皆様にご利用いただいている「生涯学習センター」「北部地域文化センター」及び「和邇文化センター」などの施設の使用料を改定します。

なお、利用者の皆様の負担の軽減を図るため、激変緩和の措置を講じて２段階による料金の改定を行います。

施設使用料の適正化の取り組みに、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

● 施設使用料算定の考え方

公共施設などの維持管理にかかる経費は、施設使用の対価として利用者の皆様からの使用料によりその一部を補っています。大津市では、これまで効率的・効果的な行政運営のもと、各施設の運営と経費削減、サービス内容の拡充と稼働率の向上に向けた取り組みを実施してまいりましたが、今回、各施設の使用料の見直しを行うこととなりました。

施設使用料の算定にあたっては、利用する方と利用しない方との「負担の公平性」を確保するため、類似施設との均衡を考慮しつつ、利用者の皆様に適正な負担を求めるものです。

● 改定後の使用料が適用される日

令和９年４月１日（木）から

※ただし、令和９年４月１日以降の使用分について、令和９年４月１日までに使用の申込みをして許可を受けた場合、改定前の使用料が適用されます。

- ３月３１日以前に使用を許可する場合　⇒　従前の使用料金
- ４月１日以後に使用を許可する場合　⇒　改定後の使用料金

※使用料の改定日は令和９年４月１日、２段階目は、令和11年４月１日となります。

● 改定後の使用料

室 名	使用時間	時間数	使用者の区分	現 行	改定後 R9.4.1～ ⇒ R11.4.1～
ホール	午前９時から午後１時まで 午後１時から午後５時まで 午後５時から午後９時まで	各４時間	市民の方	13,540円	16,920円 ⇒ 20,310円
			市民以外の方	20,310円	25,380円 ⇒ 30,460円
リハーサル室			市民の方	1,190円	1,480円 ⇒ 1,600円
			市民以外の方	1,790円	2,230円 ⇒ 2,410円

※ホールの使用にあたり、入場料等を徴収する場合のほか、使用の状況により使用料が変わります。
詳細は、北部地域文化センターにお問い合わせ、もしくは窓口にてご確認ください。

【お問い合わせ】　大津市北部地域文化センター
電話：077-574-0140　FAX：077-574-0148　E-mail：otsu2469@city.otsu.lg.jp